ダム事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令及び堰事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令

次に掲げる省令の規定中「第五十九条」を「第七十二条」に改める。

一　ダム事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年厚生省農林水産省通商産業省建設省令第一号）第一条の二第一項第三号ニ

二　堰事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年厚生省農林水産省通商産業省建設省令第二号）第一条の二第一項第三号ニ

附　則

この省令は、自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

○農林水産省令第二十八号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）を実施するため、農業経営基盤強化促進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月一日

農林水産大臣　赤松　広隆

農業経営基盤強化促進法施行規則の一部を改正する省令

農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和五十五年農林水産省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の二第四号を次のように改める。

四　戸別所得補償制度実証事業交付金

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第二十九号

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第四条第二項の規定に基づき、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第四条第二項の金額の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月一日

農林水産大臣　赤松　広隆

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第四条第二項の金額の算定に関する省令の一部を改正する省令

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第四条第二項の金額の算定に関する省令（平成十八年農林水産省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「対象農業者をいう」の下に「。以下同じ」を加える。

附則第二条を次のように改める。

（交付金の金額の算定の特例）

第二条　米戸別所得補償モデル事業交付金（平成二十二年度の予算に係る戸別所得補償制度実証事業交付金のうち米戸別所得補償モデル事業交付金（平成二十二年産の米穀の販売価格にかかわらず、定額により支給する部分を除く。）をいう。）の交付を受けた対象農業者に対して、その生産した平成二十二年産の対象農産物に係る交付金を交付する場合（当該対象農産物に米穀が含まれている場合であって、かつ、当該地域における当該米穀に係る単位面積当たり標準的収入額が当該地域における当該米穀に係る交付前年度単位面積当たり収入額を上回る場合に限る。）における第一条の規定の適用については、同条中「〇・九を乗じて得た額」とあるのは「〇・九を乗じて得た額から対象農業者（第三条において同じ。）が交付を受けた米戸別所得補償モデル事業交付金（附則第二条第一項に規定する米戸別所得補償モデル事業交付金をいう。）の額（その額が、当該地域（第二条に規定する地域をいう。）における米穀に係る単位面積当たり標準的収入額（第二条に規定する単位面積当たり標準的収入額をいう。）から交付前年度単位面積当たり収入額（第二条に規定する交付前年度単位面積当たり収入額をいう。）を控除した額に〇・九を乗じて得た額に、当該対象農業者の当該米穀の交付前年度生産面積（第三条に規定する交付前年度生産面積をいう。）を乗じて得た額を上回る場合にあっては、その乗じて得た額）を控除して得た額」と、「同項の」とあるのは「法第四条第一項の」とする。

2　前項に規定する場合において、交付前年度単収を標準単収で除して得た割合が、第二条各号に掲げる対象農産物の種類の区分に応じそれぞれ当該各号に定める割合を下回ったとき（当該地域における交付前年度単位面積当たり収入額が当該地域における単位面積当たり標準的収入額を上回った場合を除く。）は、第一条の規定の適用については、第二条及び同項の規定にかかわらず、第一条中「〇・九を乗じて得た額」とあるのは「〇・九を乗じて得た額から共済金相当額（第二条の規定により算定される額をいう。以下この条において同じ。）を控除した額から、更に対象農業者（第三条に規定する対象農業者をいう。以下この条において同じ。）が交付を受けた米戸別所得補償モデル事業交付金（附則第二条第一項に規定する米戸別所得補償モデル事業交付金をいう。）の額（その額が、当該地域（第二条に規定する地域をいう。）における米穀に係る単位面積当たり標準的収入額（第二条に規定する単位面積当たり標準的収入額をいう。）から当該米穀の交付前年度単位面積当たり収入額（第二条に規定する交付前年度単位面積当たり収入額をいう。）を控除した額に〇・九を乗じて得た額に、当該対象農業者の当該米穀の交付前年度生産面積（第三条に規定する交付前年度生産面積をいう。）を乗じて得た額を上回る場合にあっては、その控除して得た額）を控除して得た額」と、「同項の」とあるのは「法第四条第一項の」とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省・国土交通省令第一号

自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第四十七号）の施行に伴い、及び環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第四条第三項（同条第四項及び同法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、公有水面の埋立て又は干拓の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月一日

農林水産大臣　赤松　広隆

国土交通大臣　前原　誠司

公有水面の埋立て又は干拓の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令

公有水面の埋立て又は干拓の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年運輸省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項第三号ニ中「第五十九条」を「第七十二条」に改める。

附　則

この省令は、自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

○国土交通省令第二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項の規定に基づき、漁船特殊規程の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月一日

農林水産大臣　赤松　広隆

国土交通大臣　前原　誠司

漁船特殊規程の一部を改正する省令

漁船特殊規程（昭和九年逓信省農林省令）の一部を次のように改める。

別表国際信号旗の項中「により行先を表示」を「による表示を」に、「第六条」を「第六条第三項」に改める。

附　則

この省令は、港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第六十九号）の施行の日（平成二十二年七月一日）から施行する。